

講座・イベント

ウッドワンさくらびあ
イベント情報

ウッドワンさくらびあ ☎ 011-1111

●NHK「ラジオ深夜便のていじん」
公開収録

市制施行35周年を記念して、「ラジオ深夜便のていじん」を実施します。深夜に安らぎや楽しさをお届けする「ラジオ深夜便」のアンカーや地域ゆかりのゲストによるトークをお楽しみください。入場は無料ですが、入場整理券が必要です。観覧を希望する人は、申し込んでください。
とき 2月24日(土) 13時45分開演 (13時開場) 16時15分終演予定
ところ ウッドワンさくらびあ大ホール

出演

第一部「明日へことは講演会」
ゲスト…戸田菜穂(俳優)、司会…堀井洋一(NHK広島放送局アナウンサー)
第二部「アンカーを囲むつどい」
アンカー…山本哲也、芳野潔
申込方法 NHK広島放送局ホームページの申込フォームから
※申し込み多数の場合、抽選。
当選者には入場整理券(一枚で2人まで入場可。座席は自



©Christine Fiedler

曲 目 (予定) ブラームス：ホルン三重奏曲
変ホ長調Op.40、川島素晴：Paganini-Ride
in a Time Machine

「吉和」で
スキー・スノーボー&
雪遊びバスツアー

観光課 ☎ 9141

めがひらスキー場でスキーや

タツノカラダ 飼育員が
考えた理想の体

宮島水族館 ☎ 2010

来年は「辰年」です。「辰」はさまざまな生きものが合わさった姿とされ、その元になった生物の特徴から、飼育員が選んだ水生生物を展示します。飼育員が考える「理想の辰の体」を作ります。
リュウグウノツカイの仲間サケガシラの冷蔵標本に触れるコーナーもあります。
とき 12月29日(金)～2月25日(日)
※1月16日(火)・17日(水)は休館
ところ 宮島水族館

大野かきフェスティバル

観光課 ☎ 9141

大野産の焼きがきやかきフライなどのグルメコーナー、ステイジイベント、スタンプラリーなどがあります。
とき 2月4日(日) 9時30分～14時30分ごろ
ところ ボートレース宮島(メイン会場)、まちの駅A・D・O A大野(サブ会場)
問い合わせ 大野かきフェスティバル実行委員会(はつかいち観光協会大野支部) ☎ 30

大野かきフェスティバル

観光課 ☎ 9141

大野産の焼きがきやかきフライなどのグルメコーナー、ステイジイベント、スタンプラリーなどがあります。
とき 2月4日(日) 9時30分～14時30分ごろ
ところ ボートレース宮島(メイン会場)、まちの駅A・D・O A大野(サブ会場)
問い合わせ 大野かきフェスティバル実行委員会(はつかいち観光協会大野支部) ☎ 30

吉和とんどまつり

観光課 ☎ 9141

8021

今年度の開催は会場の都合で中止となりました。
問い合わせ はつかいち観光協会吉和支部 ☎ 2404

はつかいちマルシェ

観光課 ☎ 9141

市にゆかりのある農産物・海産物・加工品・特産品・手作り品などを集めたマルシェ(市場)。ワークショップなどの催しもあり、家族一緒に楽しめます。
とき 1月7日(日) 10時～15時ごろ
ところ 宮島口旅客ターミナル付近
問い合わせ はつかいち観光協会宮島口本部 ☎ 8021

令和6年消防出初式

消防本部総務課 ☎ 9231

消防車などの展示と、式典の前後に部隊訓練の展示を行います。
とき 1月14日(日) 10時30分～
ところ 水と緑のまち さいき文化センター
※雨天の場合、部隊訓練の展示は中止

医療・介護保険が高額になったとき

高額医療・高額介護
合算療養費制度

- 問い合わせ
- 国民健康保険のこと 保険課国保係 ☎ 9159
 - 後期高齢者医療制度のこと 保険課医療年金係 ☎ 9160
 - 介護保険のこと 高齢介護課 ☎ 9157

表1 後期高齢者医療の被保険者がいる世帯または被用者保険・国民健康保険の70歳～74歳の被保険者がいる世帯の場合

所得区分	制 度	
	75歳以上	75歳未満
	後期高齢者医療+介護保険	高齢受給者がいる世帯※1+介護保険
標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円	212万円
標準報酬月額53～79万円以上 課税所得380万円以上	141万円	141万円
標準報酬月額28～50万円以上 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円 (31万円※3)	19万円 (31万円※3)

表2 被用者保険・国民健康保険の70歳未満の被保険者がいる場合

所得 (基礎控除後の総所得金額など)	70歳未満がいる世帯※2 +介護保険
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

- ※1・2 対象となる世帯に高齢受給者(70歳以上75歳未満)と70歳未満が混在する場合は、まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に(※1)区分の限度額が適用された後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した後に(※2)区分の限度額が適用されます
- ※3 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

●制度の概要

世帯内で同じ医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療など)に加入している人全員が1年間に負担した自己負担額と介護保険の自己負担額(高額療養費などの支給額を除く)を合計した額が、限度額(表1・表2)を超えた場合、申請によって超えた分を支給します。ただし、超えた金額が500円以下の場合には、支給はありません。

合算の対象外

- ・福祉用具購入費、住宅改修費の1割、2割または3割負担分
 - ・施設サービスなどでの食費、居住費(滞在費)、その他日常生活費
 - ・入院時の食事代や差額ベッド代、予防接種など、医療保険適用対象外の医療
- ・要介護状態区分別の支給限度額を超えてサービスを利用したときの利用者負担

●令和5年度の申請案内

対象期間 令和4年8月1日～令和5年7月31日

申請手続き 支給に該当する可能性がある人は、保険課または広島県後期高齢者医療広域連合から案内が届きますので、市役所1階保険課、山崎本社みんなのあいプラザ3階高齢介護課および各支所のいずれかへ申請してください。

※対象期間中に他市町村から転入した場合、案内が届かないことがあります。詳しくは、問い合わせてください

※企業の健康保険などの被用者保険に加入している人は、各保険者に問い合わせてください

※国保加入者または、相続にかかると手続きのある人の申請窓口は、保険課および各支所です